

第 問

[設問]

第1. 条例8条1項, 3項は、青少年が規制図書類を^{閲覧}購入する自由(憲法(以下略)21条1項)を^{規制の範囲}制約するものとして違憲ではないか。

1. まず、21条1項は、表現行為に対して、「知る自由」というものを裏側から保障している。そして、閲覧する自由においても、この「知る自由」の範囲内であるとして、保障される。

2. として、青少年は、条例8条3項に基づき、規制図書類を購入できなくなるのであるから、上記自由が制約されている。

3. それでは、規制のはいかなる程度において正当化できるか。

規制のについては、青少年の健全な育成を図るという目的で行われており、パターナリズム的は規制である。そのため、規制を求めの要請が存在する。また、規制図書類については、刊行される表現物ではあるものの、性的表現に関しては、個人の意思形成に係る表現内容であるとはいえない。そのため、表現の重要性としては、比較的低いものと言わざるを得ない。

もっとも、規制のについては、性的表現という表現内容に着目した規制であるため、内容規制的側面を有する。そのため、ある程度厳格な判断を要する。

そこで、目的が重要で、規制手段との間に実質的関連性が認められるかどうかで判断する。

4. 本件では、青少年の健全な育成を図る^るという目的(以下、「目的」という。)については、重要である。

として、同目的のために販売自体を禁止するにせよ、飲酒

販売においても年齢制限を課し、これが効果的と認められることと対比して考えても、適合的であるといえる。

もっとも、青少年については、規制図書類の購入が一律に禁止されることは、過度であるという反論が考えられる。しかし、これについては、上記目的は、柔軟性を有する青少年の思想形成期にあっては、重要な目的であり、この目的達成のためには、中々を得ないところの方が大衆の意見にも迎合する。

したがって、過度な手段ではない。

5. 以上より、目的との間に、手段としての実質的関連性も認められ、違憲とはならない。

第2. 条例の第1項、2項、4項は、18歳以上の者が規制図書類を閲覧する自由を^(2条1項)侵害するものとして、違憲ではないか。

1. ここで、18歳以上の者が規制図書類を閲覧する自由においても、青少年のときと同様に、21条1項により、保障を受けられるものである。

2. さらに、18歳以上の者は、規制区域内^(条例)(8条2項)においては、規制図書類を購入できる。また、~~第1条~~同条4項に於いて、陳列場所について別異の取扱いを受ける場所での購入がはたしてしてしまふ。

そうすると、一律に購入の禁止がなされているのではないかという反論があったとしても、上記理由に基づき、制約は存在すると言わざるを得ない。

3. それでは、規制田はいかなる程度において正当化できるか。

第 問

青少年のときと比べて、規制②はパターナリズム的な規制を目的とするものではない。そのため、規制②をすべき重要度は低い。もちろん、規制①を達成するため、青少年が通う学校の区域との関係で、規制②が生ずるものと考えられる。そうすると、規制②は規制①を達成するためには、重要なものといえる。前述と同様に、規制②についても表現についての内容規制と考えられる。これについては、規制区域という距離的制限があるにもかかわらず、内容中立規制とすべきことの反論が考えられる。しかし、この距離的制限は偶然的なものにもかかわらず、性的表現に着目して規制の統制が図られたいというのが本例の規制趣旨である。したがって、内容規制的側面は有力。

そこで、規制②についても、規制①と同様の基準で判断する。

4. 本件では、規制図書類が買つても見ない人にとってのみならず、触れたいと見る目的（以下「目的②」とする。）は重要である。

そして、規制②は、規制図書類の販売場所を別に設けることで、購入を予定しない者には目が触れなくなる以上、手段としては適合的であるといえる。

また、規制図書類の購入については、18歳以上の者は、規制区域外では購入が可能であり、店舗内でも他の陳列場所に赴けば購入ができる。そうすると、購入が禁止されているわけではなく、過度な手段ともいえない。

5. 以上より、目的の間には手段としての善美質的関連性も認められ、違憲ではない。

第
問

第3. 条例7条に規定されている「殊更に性的感情を刺激する画像又は図画に限る」という表現は、明確性の原則(21条1項)に反しないか。

1. ことば、同原則に反するかは、一般人をして同文句に誤解するかどうかを判断せよなければならない。

2. 本件においては、抽象的かつ概括的な表現にことばのもつとる言外意を得ない。

3. したがって、一般人をして、誤りの判断は困難であるとして、明確性の原則には抵触する。

第4. 条例8条(1項, 2項, 3項)は、規制図書類を販売する自由(22条1項)を制約(「規制③」とする)するものとして、違憲ではないか。

1. ことば、22条1項は、職業を選擇し以後に、これを遂行せよなければならない意味をなさないから、「営業の自由」を保障している。

そして、規制図書類を販売する自由は、この「営業の自由」において保障を受けるものといえる。

2. したがって、上記販売をする者は、上記の条例により、規制図書類の販売の禁止を受ける。そのために、制約が存在する。

3. したがって、規制③は、いかなる程度において正当化されるか。

規制③については、規制①, ②を行つた以上、販売者側にも認めざるを得ないものである。つまり、規制③は、規制①, ②

に付随する関係にあり、制約は必ずしも得ないものといえる。

また、規制③によって、多大なる不利益を被る店舗も少なからずは存在する。そのため、少数者の犠牲をして、目的を達成する

考えは正当化が難しい。一方、事業者が条例8条に違反した場合には、条例9条により、営業停止命令の措置が講じられる危険性がある。したがって、規制の態様は強いものといえる。

そこで、規制③についても、規制①、②に仔殖するものごある以上、規制①、②のごときご同様ご基準ご判断する。

4. 本件ごは、規制③ご目的は、目的①、②ごにある。前述ご述べごように、これご目的は、いずれごも重要ごである。

以下、手段ごの実質的関係性ごについては、分けご検討する。

(1) 日用品ご並んで規制図書類ご販売ごしてごる店舗ご及び規成区域内ごの店舗ごについて

ア、これごの店舗ごは、一律ごに規制図書類ごの販売ごが禁止ごされるごことになる。ごもごも、当該禁止ごについては、確かに目的①、②ごを達成ごするご上で、適合的ごであるごといえる。

イ、これごは、手段ごについて過度ごといえるごか。

規制区域内ごにおいては、青少年ごが店舗ごに来店ごする層ごごも多数ごを占めるごことが想定ごされる。ごうごうごて、同区域内ごの販売ごは控える美益ごがある。ごに、同区域内ごにおいては、規制図書類ごに販売ご上げごが20%ご超える店舗ごはわずか10店舗ごしかごはないごが現状ごである。ごうごうごて、これごの店舗ごごについては、同目的ごのために妥協ごせざるごを得るごはごいごえる。

ごに、ごうごうごて、規制区域内ごの店舗ごごの販売ごを禁止ごするごごは、過度ごごはごない。

一方、日用品と並んで扱っている店舗については、店頭で並べ
ない方法で販売するという形で販売することが可能である。この
ため、同区域内にはい場合まで規制するのは、過度といわ
ざるを得ない。

7. 中元は、8条2項は合意であるが、1項は違意である。

(2) 規制図書類とそれ以外の図書類を扱っている店舗について、

3. 目的①、②との関係では、同様に適合的である。

1. 上記、陳列場所を別に設けることは、購入者の着目
してためらいを生じさせるため、規制手段としては強いとの反論
が考えられる。しかし、これについては、同店舗においては、購入
を禁止するまでのものではない。^{つまり、}目的①、②との関係で
目的達成のために求められる店舗側としての配慮というべき
である。

8条4項

したがって、~~規制④~~は手段としても過度ではない。8条4項

7. 中元は、手段としての実質的関連性が認められ、~~判断④~~は
違意ではない。

第5 条例9条は、~~1項の改善命令、2項の営業停止命令を採~~

~~取らざる命令である。~~ 条例15条は、8条、9条に反した場合には罰則を
設けているが、同条による規定は、明確性の原則(31条)に反しない。

1. 同判断についても、同様に一般人をして判断が可能なこ
とを、検討する。

2. 8条、9条においては、禁止行為や採られる措置内容がある程
度具体的に記載されているといえる。

第

問

3. したがって、一般人をして該当性の判断が可能であるとして、
同原則には抵触しないといえる。

以上

(第 問)